

## 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事(認可申請) コメントリスト

資料1

2022年7月21日

No.	資料	ご確認事項	補足説明	説明資料
1	ヒアリング資料	弁箱、弁ふたの最小厚さの取り方の考え方について、補足説明資料の中で説明すること。	補足説明資料 別紙1に、新たに「3. 弁(3V-SI-075A,B)の主要寸法について」の項を追加し、最小肉厚部位選定の考え方を整理しております。	補足説明資料 別紙1へ追記
2	設工認 資料3 クラス1機器の応力腐食割れに関する説明書	申請範囲の応力腐食割れ対策のうち、以下の内容は、具体的にどのような対策を実施するのか?  OP.資3-2 (b)発生応力 「…運転中の引張応力が増大する設計及び制作時の引張残留応力が高くなる工法を極力避けて設計し…」  対策は、事例規格「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002)「付録2-4」のフローチャートのどれにあたるか? 補足説明資料の中で説明すること。	補足説明資料 添付資料一2を追加し、発生応力に対する対策内容と、その対策が事例規格(NC-CC-002)の「付録2-4」のフローチャートのどれに該当するものを整理しております。	補足説明資料 添付資料2
3	設工認 本文	この弁の新規制基準施行時の考え方を整理した資料があれば、提示すること。 ない場合、どのような整理でSA主要弁とならないか整理し、「新規制基準における考え方」として資料提示すること。  今回の逆止弁(3V-SI-075A,B)と類似弁が再稼働時に同様の整理となっているかも併せて確認したい。	再稼働時に資料は無かつたため、新たに補足説明資料 添付資料一3を追加し、新規制基準施行時に重大事故等対処設備の主要弁として選定された弁およびその根拠を整理しております。  この整理結果から、類似弁についても再稼働時にSA主要弁として登録されておらず、今回の弁をDB登録のみとすることは、新規制基準施工時の考え方と整合しています。	補足説明資料 添付資料3
4	補足説明資料 別紙2	今回の逆止弁は1次冷却材の循環設備との境界に位置するが、技術基準規則第33条の適用要否について再整理し、説明すること。  (届出側の「弁3V-SI-075A,弁3V-SI-075B及び弁3V-SI-075C ループA,B,C低温側1次冷却材管合流点」については、分機間であるが1次冷却材の流路を形成するものとして、33条を適用している。)	今回の逆止弁(3V-SI-075A,B)については、以下の確認結果から33条の適用外と考えます。 <確認事項> ・技術基準33条第1項第1号が該当するのは、1次冷却材の主管が主に該当する。 ・また、主管に直接接続する分岐管(弁3V-SI-075A,弁3V-SI-075B及び弁3V-SI-075C～ループA,B,C低温側1次冷却材管合流点等)についても、1次冷却材の主流路に接続するものとして、1次冷却系統として設計しており、技術基準33条第1項第1号を該当条文としている。 ・申請弁の3V-SI-075A,Bは、主管に直接接続しておらず、安全注入系統として設計されていることから、技術基準32条に該当する(33条第1項第1号に該当しない)と整理している。 ・上記は、要目表の設備区分とも整合している。	—
5	設工認 資料7,9 補足説明資料 別紙3	補足説明資料 別紙3の資料7(P.7)、資料9(P.6)の添付要否について、ヒアリングで説明した内容を追記し、理由欄の記載を充実させること。 資料7の必要性についても記載を充実させること。 ・資料7 本工事計画の申請弁は、1次冷却材を内包する範囲にあることから、申請範囲における円柱状構造物の有無について説明が必要であるため添付する。  ・資料9 本工事計画の申請弁は、設置位置に変更がなく、蒸気タービン、ポンプ等の損傷に伴う飛散物による損傷防護に関する設計を変更するものでないことから、対象外。	補足説明資料 別紙3の理由欄に、左記の内容を記載し、記載を充実させております。	補足説明資料 別紙3へ追記
6	設工認 資料5 耐震性に関する説明書	機能維持評価等の耐震評価方針について、既工認での評価方法と同じであることが分かるよう、補足説明資料で簡潔に説明すること。	既工認と耐震評価方針が同じであることを、既工認での記載箇所等を明示し、補足説明資料 添付資料一4に取りまとめました。	補足説明資料 添付資料4
		以下余白		